

歯科点数等 Q & A

Q 1 歯科診療特別対応加算（「著しく歯科診療が困難な者」に対して初診・再診を行った場合に、初・再診料に175点を加算）を算定した患者さんに対して、初期う蝕早期充填処置は算定できるか。

A 1 算定できる。以下、参照ください。

※ 歯科点数表の解釈（2022年4月版、社会保険研究所）

歯科診療特別対応加算 p20 告示 6、p25 告示 4、初期う蝕早期充填処置 p268

【支払基金審査情報提供事例】

100 初期う蝕早期充填処置② 《令和3年2月22日新規》

○ 取扱い

原則として、歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、初期う蝕早期充填処置の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯科診療で特別な対応が必要な患者は、う蝕に対する自己管理ができない場合等、う蝕に対する重症化リスクが高いために、初期う蝕早期充填処置を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。